

雪国観光圏整備計画

令和5年度～令和9年度

新潟県・十日町市・魚沼市・南魚沼市

湯沢町・津南町・みなかみ町・栄村

令和5年3月

目 次

1 基本的事項

- ①観光圏の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ②滞在促進地区の区域・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ③観光圏整備事業の実施体制・・・・・・・・・・・・ 8
- ④観光圏整備計画の目標・・・・・・・・・・・・ 10
- ⑤計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ⑥住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況・ 12
- ⑦地域住民の観光地域づくりに対する意識啓発と参加促進を促すための取組・・・・・・・・・・・・ 13

2 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

3 観光圏整備事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

4 協議会に関する資料等・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

5 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項・・・・・・・・ 28

1 基本的事項

①観光圏の区域

新潟県：魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町

群馬県：みなかみ町

長野県：栄村



【自然】

雪国の自然および雪国の原風景＝豊かな自然と景観を有する山岳・河川
苗場山麓ジオパークにも位置する当地はその独自の地質的景観から、古くか

ら人が自然と共存しながら生活を続けてきた地域であった。この地域の山々の森林は雪を蓄え、そこから流れ出る水は清く、溪谷は深く、人々の侵入を阻んできた。山は上信越国境の谷川連峰や苗場山など（上信越高原国立公園）があり、日本百名山に名を連ねる峰も多く登山の人気も高い。みなかみユネスコエコパークに登録されたみなかみ町の谷川連峰は分水嶺をなし、日本海へ注ぐ日本一の大川信濃川やその支流魚野川と太平洋へ注ぐ利根川が圏域の軸線となるように流れ、流域には扇状地や段丘が発達し人々の生活を育んできた。このような雪と大地とが、独自の原風景を形成し、里山の生業を生み出している。

【歴史】

当地は信濃川と魚野川流域に位置する当地は 15,000 年前から縄文文化が息づいた地域である。また 8,000 年前から現在と同じような豪雪の環境下にありながらも、国宝の火焰型土器（十日町市博物館にて展示）が発見されるなど、雪と共に高度な縄文文明を築き上げてきた地域である。また、江戸時代には雪国の暮らしを紹介した「北越雪譜」が発刊され、全国に当地の雪国文化が幅広く知られるようになった。近年においては昭和初期に小説「雪国」によって世界的に当地が知られるようになり、スキーをはじめとした冬季のレジャー観光地として関東を中心に多くの人を集めている。

【文化】

縄文時代の大集落が点在していたと考えられ、縄文を代表する火焰型土器が多く出土する地域。また越後上布の雪晒しに代表される織物文化やマタギ文化、木彫文化など近世の雪国民俗が伝承されている。近年は、こうした歴文化的評価に加え「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」が定期的に催され、回を重ねる毎に恒久作品群も、地域を表現する観光資源として注目されている。その中でも清津峡溪谷トンネルは上信越高原国立公園内に指定された日本三大溪谷の一つであり、2018 年にリニューアルオープンし、清津峡の自然美をまるで鏡のように反射し、丸いトンネルを作り上げた作品となり、日本博の公式サイトでも国宝火焰型土器とともに紹介された。

豊かであるが複雑な地形を、先人達は創意工夫と大変な労苦を重ね、切り拓き、日本で最もおいしいお米を作ってきた。そうした先人達の、「この土地と人との関わりを、美術、アートという手段によってあきらかにすること」が、大地の芸術祭の取組の根幹にある。

都市への一極集中と、高齢化過疎化が進む地域の課題に正面から向き合いながら、アートを媒介とした地域活性化、まちづくりに取り組む実際については、近年、アートによる地域活性化への取組が全国各地で行われ、こうした取組の先駆けとして、かつ持続可能な取組の模索を続けているトップランナーとして、

特にここ数年、アジア各国や欧米でも高く評価され、学術的視点からの視察はもとより、政治、行政の視点からの視察も多くなっている。3年に一度、トリエンナーレとして大規模な取組を開催。地域に内在するさまざまな価値をアートを媒介として掘り起こし、その魅力を高め、世界に発信し、地域再生の道筋を築くことを目指し、回を重ねるごとに住民の参加が増え、国内外の旅行客を住民サポーターや集落のお年寄りが素朴なおもてなしで出迎えた。世界から有数のアーティストが、地域の自然、地形、生活・暮らしの特徴をあらわにする作品をつくり、それを他所の人たちが関心を持って観に訪れ、さらには地元の人たちの誇りとなっている芸術祭である。

【食文化】

雪は人々の生活文化にも大きな影響を与え、この地域特有の文化、生きる知恵とそれらの熟度を高めるなかで継承されてきた食習慣、食文化を形成してきた。雪解け水や雪国の気候がコシヒカリのようなおいしい農作物やおいしい日本酒の醸造を可能としており、人々がそこに生きる技と力を育んできた。また太古の時代から、長い冬、雪に閉ざされる地域で生きるために、早春から晩秋にかけて採取した山野の恵みを塩漬けや乾燥品、発酵食などにして蓄える知恵がいまも伝わっている。

【生活圏】

日本海側特有の気候を背景とし、これほどまでに積雪が深い地区であって、人々が生活し続けているところとしては世界でも希な地域である。この日本海側の気候特性として、ブナに代表される落葉広葉樹主体の植生、それらに伴う生命の循環の成立によって、多様な生き物が育つ環境などがあり、雪は人々の生活文化にも大きな影響を与え、特有の文化を形成してきた。

また、こうした一体性から集落毎に特徴を持ちつつ、集落間をつなぐ連帯として「郷」という集合体が形成され、稲作の発展と地域に根ざしていった宗教感とが融合するかたちで「結」や「講」といった共同体が作られていった。共同体をつなぐ道、街道は、現在、幹線として国道17号・117号等、圏域内における車での交通をつないでおり、鉄道では上越線・ほくほく線・只見線・飯山線がそれぞれをつないでいる。それぞれの郷は個々の特色がみられるが、その基層において豪雪地域ならではの文化・自然・生活様式の考え方などが共有している区域といえる。

【連携活動実績】

圏域には各市町村すべてにそれぞれ温泉地や温泉施設があり、宿泊地も地域内に点在しつつ、一定の規模を有している。古くから開けた温泉地として、越

後湯沢温泉、松之山温泉、大湯温泉などがあり、天和元年（1681）の湯銭運上の記録をみても、大湯、湯沢、栃尾俣、松野山の4箇所の記録が残されている。温泉は滞在の大きな魅力であり、この地域の温泉を大きな魅力として国内外に売り込むことが、滞在を促進し、長期での地域対流を推進することにつながる。また、温泉のみに限らず、他の観光的魅力、潜在的価値ならびに創造的価値をいかに付加するか、滞在し、心身共に充足度、満足度が高い観光をどのように形成していくかが大きな課題である。

こうした課題に対し、現在、当地域で取り組んでいるものとして、個々の旅館ホテルで展開するのではなく滞在促進地区や、雪国観光圏域全体でお客様の満足するメニューの形成を進めている。昔から街道の宿場として各温泉が存在していたこともあり、トレッキングや、ローカル鉄道で観光を楽しみつつ次の宿泊地へたどり着くという距離的にも交流に適した地理的優位性もあり、連泊における滞在にとっても適した地域である。

さらには、世界で活躍するアーティストを招聘する質の高い国際展として、また世界各国で直面する地域の衰退といった課題に取り組んでいる「大地の芸術祭」は、海外からも大きな注目を集めている。

大地の芸術祭の取組は現在、約200の恒久作品が地域に在り、トリエンナーレ会期中以外にも、こうした作品を訪ねて旅する人も多く、また、季節々にあわせたプログラムを、恒久作品である拠点施設や、空き家・廃校プロジェクトによってリノベーションされた作品、施設等で展開し、地域との交流が継続して行われている。

「大地の芸術祭」は、ここで生きている人たち、ここで生きてきた人々、この地に辿りつき、ここで生きてきた人たちと、自然という決定的な条件との関わり合いを明らかにし、彼ら彼女らの時間を寿ぐことを求める試みである。それゆえに、テーマは「自然に内包される」である。

2022年度には、4社スキー場シャトルバス運行協議会と協働し、森林保全活動に取り組み、新潟県カーボン・オフセット制度に参加し、持続可能な地域づくりを目指す。

【2泊3日以上滞在への対応】

・第2のふるさと「帰る旅」プロジェクト

より地域の関係性を求めるような客層が今後増えることを想定し、既存の観光客とは異なるニーズを持った新たな顧客の開拓と会員構築を進める。

・雪のリトリート事業

宿泊施設と地域のアクティビティや食を組合せた滞在型のリトリートプログラムを提供し、体験者側と地域側との関わりを通して雪国の自然や文化の価値を知ってもらうことで、滞在型の新しい宿泊携帯の構築を進めている。

・ECO LODGES JAPAN in YUKIGUNI 事業

地域の自然環境、産業や文化に配慮し、地域の持続的発展に貢献する宿泊施設において長期滞在を促すアクティビティの提供を進めている。

②滞在促進地区の区域

(1) 主たる滞在促進地区

主たる滞在促進地区は新潟県の越後湯沢温泉地区とする。

名称	越後湯沢温泉地区	宿泊施設数	51 軒
範囲	湯沢町大字湯沢、神立地区		

【設定の考え方】

主たる滞在促進地区は新潟県の越後湯沢温泉地区とした。

新潟、群馬、長野県境に位置し、雪国観光圏の中心に位置する。交通環境においては、上越新幹線や上越線ならびにほくほく線など列車の起点駅であり、国道 17 号線ならびに高速道路湯沢インターが市街地より 1.5 キロの位置にあるなど交通の拠点基地でもある。

越後湯沢温泉は年間 40 万泊の宿泊者が訪れ、宿泊者数でも雪国観光圏内でももっとも多く、日当たり換算にして圏域全体では約 2 万人泊が可能であるが、この 3 割となる 6 千人泊がこの地区のみで可能である。

越後湯沢駅周辺では、駅からの導線などの整備が計画されており、また温泉通りでも町並み景観の改修の取組も 15 年前から地域で議論され平成 28 年には空間整備事業を行い、今後雪国観光圏の主たる滞在促進地区としての要件が満たされていると思われる。

<宿泊施設の集積度>

主たる滞在促進地区である越後湯沢温泉では旅館、民宿とあわせて 51 施設あり、一日あたり 5 千人泊の収容定員を持つ。グレード別の収容定員は以下の通りである。

5 つ星グレード	対象施設 0
4 つ星グレード	4 施設 1,459 名
3 つ星グレード	8 施設 1,596 名
2 つ星グレード	2 施設 340 名
未認証	37 施設 1,605 名

<アクセスの利便性>

都内からのアクセス状況

- ・東京駅－（JR 上越新幹線）－越後湯沢駅 宿泊施設へは徒歩圏内
- ・練馬 IC －（関越自動車道）－湯沢 IC 宿泊施設へは 2 キロ

(2) その他の滞在促進地区

名称	M t 苗場地区	宿泊施設数	100 軒
範囲	三俣地区及び三国地区		

名称	谷川温泉地区	宿泊施設数	15 軒
範囲	みなかみ町谷川地区 ・ 谷川区景観形成住民協定の認定を受けている。		

名称	秋山郷（津南町）	宿泊施設数	3 軒
範囲	津南町結束、逆巻		

名称	秋山郷（栄村）	宿泊施設数	12 軒
範囲	栄村秋山郷地区		

名称	湯之谷温泉郷	宿泊施設数	18 軒
範囲	魚沼市湯之谷地区		

名称	松之山温泉郷	宿泊施設数	14 軒
範囲	松之山温泉を中心とした旧松之山町全域		

名称	津南温泉郷	宿泊施設数	5 軒
範囲	津南町内 4 集落		

名称	石打・塩沢地区	宿泊施設数	146 軒
範囲	石打・関・上野・姥島新田・栃窪・樺野沢・大沢・清水		

名称	浦佐・八海山地区	宿泊施設数	17 軒
範囲	浦佐・東・城内		

名称	六日町・五十沢温泉郷	宿泊施設数	32 軒
範囲	六日町・五十沢・五日町		



③観光圏整備事業の実施体制

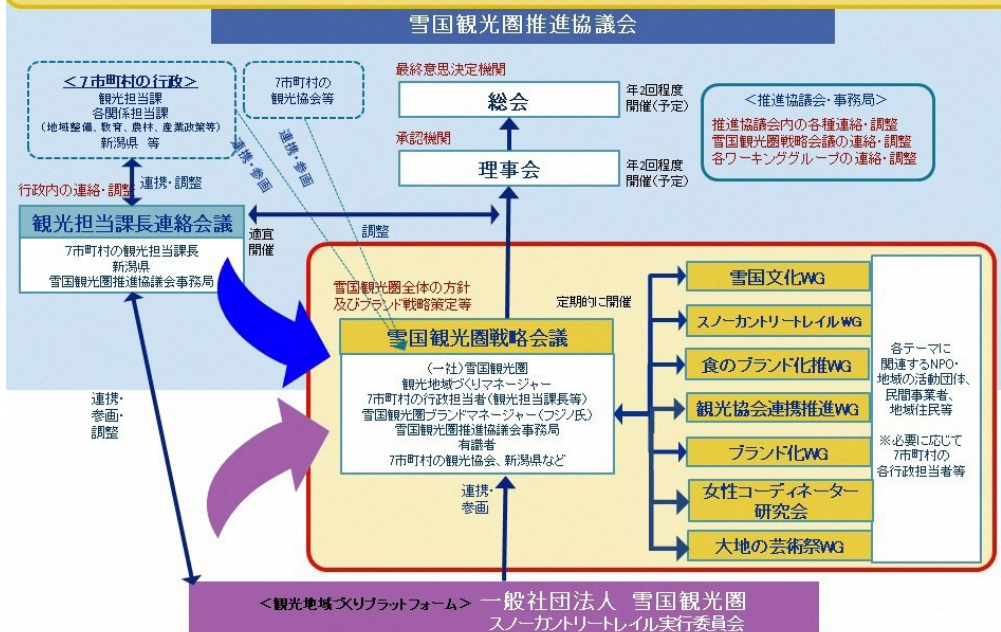
雪国観光圏では、自治体側の窓口として機能している雪国観光圏推進協議会と、民間側のプラットフォームとして一般社団法人雪国観光圏がある。全体の意思決定機関として、総会がある。また、年6回雪国観光圏戦略会議を開催し、雪国観光圏推進協議会と一般社団法人雪国観光圏の事業を共有している。さらに、7つのワーキンググループを形成し、個別の事業についてはそれぞれのワ

ーキンググループで検討され、戦略会議に提言される。

(実施体制図)

実施体制図

- 推進協議会と(一社)雪国観光圏、更には官民の連携体制を強化するため ⇒ 『雪国観光圏戦略会議』、『ワーキンググループ』を設置。
- 『雪国観光圏戦略会議』: 推進協議会と(一社)雪国観光圏とが一緒に議論するための場。主として、観光圏全体の方針及び戦略策定を行う。
 - 『ワーキンググループ』: 個別テーマごとに関係者が集まり、具体的な取組事項を検討する。



(1) 地方公共団体の実施体制及び役割分担

①主たる滞在促進地区が所在する地方公共団体の担当部署名

新潟県 湯沢町企画観光課

②連携する地方公共団体の担当部署名及び役割

新潟県 南魚沼市商工観光課、魚沼市観光課、十日町市文化観光課、津南町観光地域づくり課

群馬県 みなかみ町観光商工課

長野県 栄村商工観光課

(2) 民間の実施体制及び役割分担

①担当事業者名

一般社団法人雪国観光圏

②連携する事業者名及び役割

雪国観光舎 越後湯沢温泉（滞在プログラム企画）

一般社団法人湯沢町観光まちづくり機構（宿泊サービス改善）

株式会社N37（ブランディング・マーケティング）

株式会社滝沢印刷（広報）

株式会社自遊人（食ブランド向上）

一般社団法人観光品質認証協会（宿泊施設品質認証）
 第四北越銀行コンサルティング事業部（調査）
 株式会社コラボル（人材育成研修）

（３）観光地域づくりプラットフォームの実施体制

①観光地域づくりマネージャー

「観光地域づくりプラットフォーム登録票」参照。

②観光地域づくりプラットフォームの組織名

一般社団法人雪国観光圏（地域連携DMO）

④観光圏整備計画の目標

雪国観光圏の理念は「100 年後も雪国であるために」である。そのために必要なことは住民自らが地域に希望と誇りを感じ、自分たちの暮らしや文化を活かした地域づくりを推進することが重要であると考えている。ただ単に観光客数や地域内の消費を活性化させることだけでなく、これらの理念を事業に結びつけていくことが事業戦略の軸として考えており、K P Iについても理念と連携したものを設定している。

（１）延べ宿泊者数

（人泊）	令和 3 年度 （実績）	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
合 計	1,981,881	3,600,000	3,900,000	4,200,000	4,500,000	4,800,000
日本人	1,953,658	3,400,000	3,550,000	3,700,000	3,850,000	4,000,000
外国人	28,223	200,000	350,000	500,000	650,000	800,000
対象範囲	雪国観光圏全域					
数値の取得方法	出典：各市町村統計資料					

(2) 一人あたり旅行消費額

(円／人)	令和3 年度 (実績)	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度
合 計	32,173	195,000	207,000	219,000	230,000	242,000
日本人	32,173	35,000	37,000	39,000	40,000	42,000
外国人	-	160,000	170,000	180,000	190,000	200,000
対象範囲	雪国観光圏全域					
数値の取得方法	出典：観光圏・顧客満足度調査					

(3) 来訪者満足度（7段階評価中「大変満足」の割合）

(%)	令和3 年度 (実績)	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度
合 計	33.9	34.5	35.5	36.25	37	38.25
日本人	33.9	35	36	37	38	40
外国人	-	34	35	35.5	36	36.5
対象範囲	雪国観光圏全域					
数値の取得方法	出典：観光圏・顧客満足度調査					

(4) リピーター率

(%)	令和3 年度 (実績)	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度
合 計	62.8	59.5	60.75	62	63.25	64.5
日本人	62.8	64	65.5	67	68.5	70
外国人	-	55	56	57	58	59
対象範囲	雪国観光圏全域					
数値の取得方法	出典：観光圏・顧客満足度調査					

(5) WEBサイトのアクセス数

(ページビュー)	令和3年度 (実績)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
雪国観光圏HPPV数	321,929	2,000,000	2,200,000	2,400,000	2,600,000	2,800,000
WEBサイトアドレス	http://snow-country.jp					
数値の取得方法	雪国観光圏ホームページのレポート管理より					

(6) 主たる滞在促進地区を起点とした滞在プログラム参加者

(人)	令和3年度 (実績)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
合 計	1,707	2,050	2,500	2,900	3,300	3,700
日本人	1,684	2,000	2,350	2,700	3,050	3,400
外国人	23	50	150	200	250	300
対象範囲	雪国観光圏全域					
数値の取得方法	雪国観光舎で実施する滞在プログラム					

⑤計画期間等

計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化及び環境に対する制度等の状況に合わせて見直しが必要と判断した場合は、観光地域づくりプラットフォームである一般社団法人雪国観光圏と協議・再確認し、変更、改善を図る。

⑥住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況

雪国観光圏推進協議会は、新潟県、群馬県及び長野県をまたぐ7市町村の観光まちづくりに関わる多種多様な主体を構成員としている点が大きな特徴である。

よって、住民その他の利害関係者の意見や圏域内のニーズの把握は、総会、幹事会、構成市町村担当課長会議、構成市町村担当学会議、戦略会議及び一般社団法人雪国観光圏との打合せ等の開催により行ってきた。

また、観光地域づくりプラットフォームである一般社団法人雪国観光圏が、これまでの観光圏の取組とDMOが目指す地域づくりに関するセミナーを開催

し、質問や意見をいただく場とするほか、観光地域づくりへの意識の高揚を図ってきた。

雪国観光圏の活動を継続してきたことで、観光まちづくりに対する機運の醸成、観光圏整備事業に対する理解が促進され、これからの観光圏域の将来像を探る観光地域づくりマネージャーが育成されてきた。今後も観光地域づくりマネージャーを中心に、地域住民の意見を反映できる体制を整えていく。

⑦地域住民の観光地域づくりに対する意識啓発と参加促進を促すための取組

観光地域づくりマネージャーによる一般住民を巻き込んだワークショップやイベント等の開催を通じて、地域住民への意識啓発や参加促進を図る。地域住民の観光地域づくりに対する機運の醸成には、経験、知識に裏付けられた専門性も求められることから、観光地域づくりマネージャーを対象としたセミナーなどを開催し、継続的に育成事業を行う。

また、地域住民を対象とした住民満足度調査を実施し、効果測定、活動評価を行う。構成市町村は調整と連携を図り、住民の意見が観光圏事業に反映されるよう取り組む。

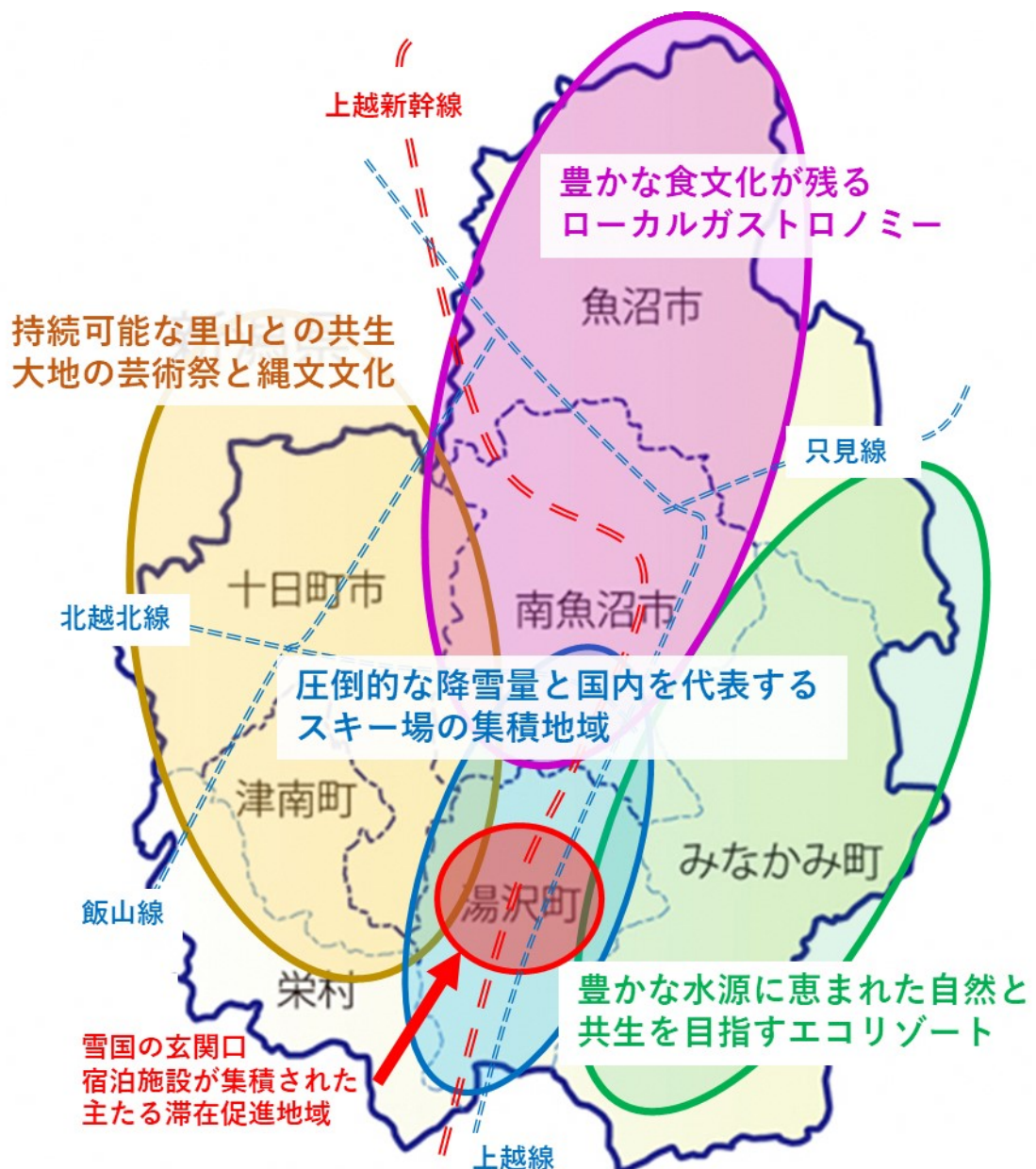
2 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する

基本的な方針

インバウンドの回復や国内交流拡大に向けた取組及び自然、文化等の保全等にも着目した高付加価値で持続可能な観光地域づくりに向けた取組

「雪国文化」を軸とした4つのゾーニング

- ・長い雪国の暮らしで育まれた集落ごとに異なる暮らし
- ・首都圏から80分のアクセス環境
- ・世界的な降雪による独自の地域文化形成
- ・エリア内に3箇所の新幹線駅と4本のローカル線
- ・雪からもたらす水資源と食文化



1 国際競争力の高いスノーリゾート形成を促進する。

IC ゲートを各スキー場に導入を促進することをきっかけに、エリア全体の面的 DX の促進を進めている。多様なスキー場が宿泊拠点に集積された当地ならではの特徴をいかすために、IC ゲートをきっかけに将来的には 1 日に複数のスキー場を訪れるような仕組みづくりや、IC カードを活用してアクティビティ、飲食、宿泊も一体となった滞在環境の整備も目指していく。またグリーンシーズンではスキー場の傾斜を活かしたマウンテンバイクやトレッキングなどのアクティビティの開発をすすめながら、スノーリゾートとしての新たな観光コンテンツ充実にも力を注いでいく。

2 豊かな田園風景を活かしたサイクルツーリズムの推進

標高 2,000 メートル級の山々に囲まれ、豊かな田園風景と清流魚野川が地域の中心部を流れる当地はサイクルツーリズムの推進に適した地域である。昨年度、当地では雪国魚沼ゴールデンサイクルルートとして事業を開始し、現在国土交通省によるナショナルサイクルルート（NCR）認定に向けて、サイクリストの走行環境整備に取り組んでいる。国内外サイクリストへの認知度向上を図るとともに、自転車走行のための河川敷を整備し、案内看板の設置を進めながら地域の新たな観光資源としての雪国魚沼ゴールデンサイクルルートの魅力発信に取り組む。

3 アートと地域文化が融合した新たな観光開発の促進。

当地では大地の芸術祭を長年開催してきたことで、アートフェスティバルの地域として近年では世界的にも注目をあつめ、夏季シーズンの重要な集客コンテンツとして成長している。今後は作品展示場や町有施設の整備を進めるだけでなく、秋山郷などの地域文化が色濃く残る地域とアートをつなげるような仕組みづくりを進めていくことで、アートと地域文化が融合した当地ならではの新しい魅力を作り上げていくことで、アートをフックとして世界中から来訪者が訪れるような地域を目指している。

4 ローカル線が息づく地域づくり

福島県の豪雨災害で長年通行ができなかった只見線が昨年全面開通することができた。いまだ地域住民の生活の足である只見線ではあるが、風光明媚な景色を楽しむことができる只見線は観光資源として近年注目を集めており、只見線の全面開通をきっかけに地域全体でローカル線を活用した観光コンテンツの開発を進めていく。雪国にある 4 つのローカル線からの景観は世界的にも価値があり、将来的にはスイスの登山列車のような高付加価値の鉄道コンテンツを目指していきたい。

3 観光圏整備事業の概要

すべての事業について、雪国観光圏推進協議会及び一般社団法人雪国観光圏と連携して実施する。

①インバウンド回復戦略

ハード事業

個別事業名	国際競争力の高いスノーリゾート形成事業（ＩＣゲートの導入等）
事業概要	インバウンド需要を取り込む意欲やポテンシャルの高い湯沢町、南魚沼市において国際競争力の高いスノーリゾート形成を促進する。
実施主体	湯沢町、南魚沼市
実施時期	令和５年度～

個別事業名	雪国魚沼サイクリングルート（ＧＣＲ）「自転車走行環境整備」事業
事業概要	国土交通省によるナショナルサイクルルート（ＮＣＲ）認定に向けて、サイクリストの走行環境整備を行う。ＮＣＲ認定による国内外サイクリストへの認知度向上とともに、自転車ツーリズム推進を図る。
実施主体	湯沢町・南魚沼市・魚沼市連携自転車活用推進協議会（湯沢町、南魚沼市、魚沼市）
実施時期	令和５年度～

個別事業名	秋山郷周遊促施設整備事業
事業概要	大地の芸術祭の作品展示場や町有施設の整備と秋山郷を回る仕掛けづくりを行う。
実施主体	津南町、十日町市
実施時期	令和５年度～令和６年度

ソフト事業

個別事業名	国際競争力の高いスノーリゾート形成事業（グリーンシーズン、アフタースキーコンテンツの造成等）
事業概要	インバウンド需要を取り込む意欲やポテンシャルの高い湯沢町、南魚沼市において国際競争力の高いスノーリゾート形成を促進する。
実施主体	湯沢町、南魚沼市
実施時期	令和５年度～

個別事業名	雪国魚沼サイクリングルート（GCR）「情報発信整備」事業
事業概要	GCR のコース紹介並びに魅力発信のため、ウェブサイト改修、ルートマップ（紙、電子媒体）を作成する。
実施主体	湯沢町・南魚沼市・魚沼市連携自転車活用推進協議会（湯沢町、南魚沼市、魚沼市）
実施時期	令和５年度～

個別事業名	大地の芸術祭を共通コンテンツとしたインバウンド誘客促進事業
事業概要	大地の芸術祭をフックに海外来訪者に対して雪国文化を体感してもらい、誘客の流れとファン獲得を目指す。
実施主体	十日町市、津南町
実施時期	令和５年度～

個別事業名	JR 只見線を活用した周遊観光事業（周遊プランの造成等）
事業概要	世界や全国各地の鉄道ファンを魅了する絶景の只見線を活用し、域内の滞在時間を伸ばし、周遊観光を促進する。
実施主体	魚沼市、南魚沼市
実施時期	令和５年度～

個別事業名	インバウンド拡大に向けた官民連携事業
-------	--------------------

事業概要	みなかみ町としてのインバウンド対象国を選定、KPI を設定、達成に向けたアウトプットとアウトカムを明確にする等、今まで具体的ではなかった誘客セールスの課題をあぶり出し、効果的な事業推進を図り、外国人観光客数の増加を図る。
実施主体	みなかみ町
実施時期	令和 5 年度～

②国内交流拡大戦略

ハード事業

個別事業名	公園施設長寿命化計画対策事業
事業概要	湯沢中央公園の少年野球場、テニスコート、レジャープール等を改修し、長寿命化を図る。(スポーツツーリズムでいけるか?)
実施主体	湯沢町
実施時期	令和 5 年度～

個別事業名	消雪パイプ用井戸の削井
事業概要	観光客が安心して移動できる道路環境を整備する。
実施主体	湯沢町
実施時期	令和 5 年度～

個別事業名	【塩沢地区（つむぎ通り）】まちなかウォーカブル推進事業（社会資本整備総合交付金、都市再生整備計画事業）（市道整備・美装化、ポケットパーク整備、バリアフリースイレ整備等）
事業概要	街路や雁木通りによる歴史ある街並みの整備により、雪国の歴史と文化に触れ、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを行う。
実施主体	南魚沼市
実施時期	令和 5 年度～

個別事業名	南魚沼市無電柱化推進計画事業
-------	----------------

事業概要	(主) 塩沢大和線から観光施設(魚沼の里)付近の市道無電柱化を推進する。
実施主体	南魚沼市
実施時期	令和5年度～

個別事業名	道の駅再整備の検討
事業概要	拠点となる道の駅南魚沼の機能強化等について検討を行う。
実施主体	南魚沼市
実施時期	令和5年度～

個別事業名	指定文化財看板整備事業
事業概要	文化資源を活用した観光のため、市指定文化財の看板について英語を並記するなど整備していく。
実施主体	南魚沼市
実施時期	令和5年度～

個別事業名	トレッキング&サイクルツーリズム環境整備事業
事業概要	サイクリングやトレッキングのための通路やスポットの整備
実施主体	津南町、栄村、十日町市
実施時期	令和5年度～

個別事業名	苗場山麓ジオパークユニバーサルツーリズム推進事業
事業概要	ジオパークジオサイトや展望台、看板等を誰もが楽しめる形へ推進する。
実施主体	津南町、栄村
実施時期	令和5年度～

個別事業名	温浴施設リニューアル事業
事業概要	日帰り温浴施設の低炭素化工事と多面的魅力化を行う。
実施主体	津南町
実施時期	令和 5 年度

個別事業名	埋蔵文化財センター建設事業
事業概要	縄文遺跡出土品の観光活用施設を建設する。
実施主体	津南町
実施時期	令和元年度～令和 7 年度

個別事業名	商店街にぎわい創出事業
事業概要	交流人口を核とした地域商業地区の面的整備と拠点施設整備を行う。
実施主体	津南町
実施時期	令和 4 年度～

個別事業名	かわまちづくり事業
事業概要	道の駅みなかみ水紀行館にて、イベント施設やオープンカフェの設置など、河川敷利用の拡充を図り、地域活性化を促進する。
実施主体	みなかみ町
実施時期	平成 30 年度～（令和元年から本格的に始動）

個別事業名	観光施設等改修促進事業
事業概要	村内の指定管理施設等の観光施設において、付加価値の高めるための改修及び統廃合を促進し、多様な客層の誘客を図る。
実施主体	栄村
実施時期	令和 5 年度～

ソフト事業

個別事業名	しくちなぶらりチャリ
事業概要	サイクルツーリズムの広域連携を推進する。
実施主体	十日町市、津南町、栄村
実施時期	令和3年度～

個別事業名	地域資源を活かした魅力あるコンテンツ創出事業
事業概要	里山資源を活かしたコンテンツの創出により、他観光エリアとの差別化と新たな客層の取り込みを促進する。
実施主体	栄村
実施時期	令和5年度～

③高付加価値で持続可能な観光地域づくり戦略

ハード事業

個別事業名	地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業
事業概要	宿泊施設・観光施設の改修、廃屋の撤去、面的DXなど、地域・産業の「稼ぐ力」を回復・強化するための取組を実施する。
実施主体	湯沢町、南魚沼市、十日町市、魚沼市、津南町、栄村
実施時期	令和5年度～

個別事業名	地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業
事業概要	「みなかみユネスコエコパーク」「SDGs未来都市」の理念に基づき、みなかみ18湯エリアを網羅して、①宿泊施設の改修②観光施設の改修③廃屋の撤去を通じて、地域の高付加価値化を促進する。
実施主体	みなかみ町
実施時期	令和4年度～

4 協議会に関する資料等

(1) 協議会名称

雪国観光圏推進協議会

(2) 協議会構成員

令和5年3月28日現在

役職名	所属（職）名	氏名
会長	湯沢町長	田村 正幸
副会長	十日町市長	関口 芳史
	南魚沼市長	林 茂男
理事	魚沼市長	内田 幹夫
	津南町長	桑原 悠
	みなかみ町長	鬼頭 春二
	栄村長	阿部 賢一
	(一社) 湯沢町観光まちづくり機構代表理事	岡 淳朗
	(一社) 十日町市観光協会代表理事	柳 一成
	(一社) 南魚沼市観光協会会長	南雲 武士
	(一社) 魚沼市観光協会会長	三友 泰彦
	津南町観光協会会長	樋口 明
	(一社) みなかみ町観光協会代表理事	小野 与志雄
	栄村秋山郷観光協会会長	石沢 一男
監事	湯沢町商工会経営支援室長	梅田 朝夫
	塩沢商工会経営支援室長代理	中俣 峰行

(3) 雪国観光圏推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、雪国観光圏推進協議会（以下、「協議会」）という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を会長を務める市町村の市役所又は役場の所在地に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、雪国というこの地域ならではの地域文化や風土の特徴を生かした観光資源の掘り起こしを行い、国際競争力の高い観光地としての魅力を高め、その魅力を効果的に訴求させるために観光圏整備計画に基づく事業を推進し、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) 雪国観光圏整備計画の策定に関すること
- (2) 雪国観光圏整備計画に基づく事業実施計画に関すること
- (3) 雪国観光圏内の連絡調整
- (4) その他必要な事項

(会員)

第5条 協議会は、第3条の目的に賛同する個人及び観光関係団体、農林業、商工業、サービス業、企業、地方公共団体等の会員で組織する。

2 会員は、正会員、準会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は、協議会の目的に賛同して入会した個人及び団体で議決権をもつ。
- (2) 準会員は、協議会の目的に賛同して入会した個人及び団体で議決権をもたない。
- (3) 賛助会員は、協議会の目的に賛助して入会した個人及び団体で議決権をもたない。

3 正会員以外の会員が議決権をもつ正会員になろうとする場合は総会の承認を得るものとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面

をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、総会で定める。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会長は、退会届を受理したときは、直近の総会で報告しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 規約等に違反したとき。

(2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置き、会長は地方公共団体の中からこれを充てる。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理事 11名

(4) 監事 2名

(選任等)

第12条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 監事は、会長、副会長又は理事を兼ねることができない。

(協議会の運営)

第13条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代行する。

3 理事は、協議会の会務を掌理する。

4 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

5 協議会の事務局は、会長を務める地方公共団体の観光担当部局において処理する。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第15条 理事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧問)

第17条 協議会には、顧問を置くことができる。

2 観光の広域化、国際化、多様化に対応するために各分野の顧問を置くことができる。

(会議種別と招集)

第18条 会議は、総会、理事会及び事業推進委員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の10分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から請求があったとき。

4 総会は、会長が招集する。

(定足数)

第19条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席者（委任状提出者を含む。以下同じ。）がなければ開会することができない。

(総会)

第20条 総会は、正会員をもって構成し、審議決定する。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 事業実施計画及び収支予算並びにその変更

- (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) 会費の額
 - (7) その他運営に関する重要事項
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。
ただし、総会の議決について、会長が特別の利害関係を有すると認める正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- (議事録)
- 第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（委任状提出者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び審議決定の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- (理事会)
- 第 22 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が招集する。
- 2 理事会は、構成員の過半数の出席者をもって成立する。（委任状提出者を含む。）
- 3 会長が議長となり、次の事項を審議決定する。
- (1) 総会に提出する議案
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他会長が必要と認めた事項
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。
- (理事会議事録)
- 第 23 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数、出席者数及び出席者氏名（委任状提出者がある場合は、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び審議の結果
- (事業推進委員会)

第 24 条 第 4 条により協議された各事業の推進のため、理事会の下に事業推進委員会を置く。

2 事業推進委員会は、会長が指名する者をもって構成する。

3 事業推進委員会には、委員長及び副委員長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 事業推進委員会は、委員長が招集し、事業の企画及び実施について審議し、結果について理事会に報告する。

5 事業推進委員会には、部会を置くことができる。

6 委員長は、事業推進委員会にアドバイザーを置くことができる。

(協議結果の取扱い)

第 25 条 協議会において協議が調った事項については、協議会の会員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(経費)

第 26 条 協議会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 27 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わるものとする。

(収支予算)

第 28 条 協議会の収支予算は、事務局が作成し、事業開始前に総会の議決を経なければならない。

(観光地域づくりプラットフォーム)

第 29 条 雪国観光圏の観光地域づくりプラットフォームは一般社団法人雪国観光圏とする。

(事業報告及び監査)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、協議会の業務に関する事業報告書を作成し、事務局による監査を得て、その事業報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第 31 条 協議会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を要する。

(解散)

第 32 条 協議会は、総会で正会員総数の過半数以上の承認によって解散する。

(補則)

第 33 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 8 月 7 日から施行する。
- 2 協議会の設立年度における会計年度は、第 28 条の規定に関わらず、平成 20 年 8 月 7 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

5 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項

地域活性化・観光振興のため、社会資本整備等の各事業と連携し、総合的に取り組む。

<まち・ひと・しごと創生法>

<地域公共交通の活性化及び再生に関する法律>

<社会資本整備総合交付金>

- ①群馬・新潟・長野を結ぶ高規格道路を軸とした広域的産業・物流活性化計画
- ②地域間の交流を強化する道路ネットワークの整備
- ③冬期の円滑な道路交通の確保
- ④新潟県らしい安全で快適な住環境づくり
- ⑤豊かな水環境を育む安全・安心な地域づくり
- ⑥群馬県地域住宅等整備計画（群馬県）
- ⑦長野県の豊かな自然と文化を活かした地域間連携の強化と広域観光の推進（長野県）
- ⑧雪みちの安全・安心・快適な交通を確保する道路整備等の推進計画（長野県）

<防災・安全交付金>

- ①新潟県の街路事業における通学路整備（防災・安全）
- ②新潟県における老朽化した都市公園ストックの重点的な改築・更新（防災・安全）
- ③新潟県における災害に強く、安全・安心・快適な都市公園づくり（防災・安全）
- ④雪や災害に強く県民の暮らしと命を守る道路整備（防災・安全）
- ⑤合同点検に基づく通学路整備（防災・安全）
- ⑥メンテナンスサイクルによる道路の老朽化対策（防災・安全）
- ⑦新潟県らしい安全で快適な住環境づくり（防災・安全）
- ⑧災害に強く豊かな環境を育む安全・安心な地域づくり（防災・安全）【河川・海岸】
- ⑨災害に強く豊かな環境を育む安全・安心な地域づくり（防災・安全）【河川】（重点）
- ⑩災害に強く豊かな環境を育む安全・安心な地域づくり（防災・安全）【下水道】
- ⑪新潟県らしい安全で快適な住環境づくり（防災・安全）
- ⑫新潟県国土強靱化地域計画に基づく道路の防災・減災対策の推進（防災・安全）
- ⑬災害に強く豊かな環境を育む安全・安心な地域づくり【砂防分野】（防災・安全）
- ⑭土砂災害に強い安全・安心な地域づくり（防災・安全）
- ⑮防災・減災を推進し住民の命と暮らしを守るための基盤整備（群馬県）
- ⑯群馬県地域住宅等整備計画（防災・安全）（群馬県）
- ⑰人命を守る土砂災害対策の推進（防災・安全）（群馬県）
- ⑱老朽化道路インフラの適正な維持管理を行うための点検及び修繕・更新計画（防災・安全）（長野県）